

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	39	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する選定事業（同法第2条第4項に規定する選定事業をいう。以下同じ。）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>BOT方式かつ選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定したPFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下「地方公共団体等」という。）が負担する選定事業（地方公共団体等が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該地方公共団体等が証明したものに限り）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を2分の1に減免する特例措置を5年間延長すること。</p> <p>また、BOT方式かつ事業期間中の各年度における事業に係る経費の半分以上を地方公共団体等が負担する選定事業により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を2分の1に減免する特例措置を5年間措置すること。</p>		
関係条文	<p>PFI法第2条第1項、第3項～第5項、第14条第1項、地方税法附則第11条第6項、第15条第13項、地方税法施行令附則第7条第9項・第10項、第11条第16項・第17項、地方税法施行規則附則第3条の2の12、第3条の2の13、第6条第35項・第36項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲203.3) [平年度] ▲352.8 (▲120.3)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>30年間続いたコストカット経済から脱却し、「新たな成長型経済」に移行する中、社会的課題を解決し、成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを積極的に推進している。特に、自由民主党PFI推進特命委員会からは、これからのPFIの在り方として、行政においては「歳出の効率化」、民間事業者においては「利益の創出」、住民においては「サービスの向上」という「三方よし」を実現できるよう、民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築が重要との提言があり、内閣総理大臣を会長、全国務大臣を委員とする民間資金等活用事業推進会議にて決定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）」でも、民間事業者の創意工夫を發揮する上で障害となり得る制度面の課題を汲み上げ、PPP/PFIを民間事業者が活動しやすい規制改革・行政改革の端緒とする視点が重要であるとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>BOT方式は、事業期間において民間事業者が施設の所有権を保持することにより、機動的な施設改修が可能となり、より良い公共サービスを効率的に提供できるというメリットがある。そのため、地方公共団体等の財政状況が厳しさを増す中において、今後、民間の創意工夫の發揮により「三方よし」を実現するPFI（成長型PFI）を推進するためには、BOT方式の活用が重要であると考えられる。</p> <p>しかしながら、BOT方式の税負担がボトルネックとなり、BOT方式が採用されない、あるいは、そもそもBOT方式の検討すらされないこともある。実際に、令和5年3月末時点で、PFI事業全体の実施件数（実施方針公表件数）が1,004件に上る中、BOT方式の実施件数は61件にとどまっている。よって、BOT方式採用における地方公共団体等のボトルネックの一つである税負担について、現行の特例措置を延長する必要がある。</p> <p>加えて、地方公共団体等からのサービス購入料と施設利用者からの利用料金収入によって成立する事業では、民間の創意工夫に対するインセンティブが高まるため、当該事業へのBOT方式採用が増えることは、一層成長型PFIの推進に資する。よって、利用料金収入を伴う選定事業も対象となるよう拡充する必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策 経済財政政策の推進 ○施策 民間資金等活用事業の推進</p> <p>◆経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日閣議決定)</p> <p>第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」</p> <p>3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題</p> <p>(4) 戦略的な社会資本整備 (PPP/PFIの推進)</p> <p>公共サービスを効率的かつ効果的に提供する PPP/PFIについて、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。</p> <p>◆PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)</p> <p>(令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定(会長：内閣総理大臣))</p> <p>・2. PPP/PFIの推進施策</p> <p>(3) 取組基盤の充実</p> <p>ii) 制度改善</p> <p>④事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間事業者の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがある BOT 方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制特例措置(令和6年度まで)の延長要望等を検討する。(令和6年度開始)</p> <p>※参考 PFIの更なる推進に向けた提言(令和6年5月 自民:PFI推進特命委員会)</p> <p>1. 民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築</p> <p>「新たな成長型経済」への移行が進む中、民間事業者が適正な利益を得られる環境を構築することが重要である。</p> <p>○BOT方式により整備される公共施設等に対し、地方税(固定資産税等)の課税標準を減免する現行の税制特例措置の延長等を行うこと</p>
		政策の達成目標	<p>令和4年度～令和13年度までの10年間で30兆円の事業規模目標の達成を図る。</p> <p>類型Ⅰ 公共施設等運営事業：7兆円、類型Ⅱ 収益型事業：7兆円、類型Ⅲ 公的不動産利活用事業：5兆円、類型Ⅳ その他事業：7兆円に加え、アクションプランに掲げる取組の強化により、さらに4兆円のPPP/PFI事業の実現を目指す。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>令和6年度末まで適用の現行特例措置を5年間延長するとともに、利用料金収入を伴う選定事業のうち、一定の条件を満たすものを適用対象とする拡充を5年間措置することを希望。</p>
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	<p>令和4年度のPPP/PFI事業規模実績は、3.9兆円であり、令和13年度までの10年間で30兆円の目標に対して13%の進捗。順調な推移だが、大規模事業の契約件数が4件で計約1兆円あり、事業規模の押し上げ要因となっていることから、楽観視はできない状況。</p> <p>また、令和4年度のPFI事業実施件数(実施方針公表件数)は69件であったが、そのうちBOT方式の事業は、1件となっている(平成30年度～令和4年度の5年間では2件)。</p>
		要望の措置の適用見込み	<p>BOT税制の拡充による適用見込み：8件/5年</p> <p>(スポーツ施設17件×想定BOT採用率17%≒3件 公園施設4件×想定BOT採用率20%≒1件 MICE施設2件×想定BOT採用率100%=2件 環境衛生施設1件×想定BOT採用率100%=1件 観光・地域振興施設4件×想定BOT採用率20%≒1件)</p>
有効性	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>現行の特例措置から対象範囲を広げることで、税の不均衡による事業選択の偏りを軽減し、BOT方式の促進※に資することが期待される。</p> <p>※5年間のBOT件数変化(見込み)</p> <p>過去5年間：2件 → 将来5年間：10件(拡充分8件+単純延長分2件)</p>		

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—	
	要望の措置の 妥当性		<p>PFI 事業は、従来、国や地方公共団体が行ってきた公共事業・公共サービスの提供を民間に委託するものであり、その性格は本来的に公的であり、対象となる施設の用途も公共の用途に供されるものである。</p> <p>今回の拡充対象となる事業は、選定事業に係る経費の半分以上を地方公共団体等が負担するものであることから、民間事業としては実施できない公的性格の強い事業であると言え、現行税制の適用事業と同様に課税標準を2分の1に減免する措置は妥当である。</p>

これまでの 税負担 軽減 措置 等 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	税制上の特例措置を受けた施設は 23 件であり、この特例措置による過去 5 年間（平成 30 年度～令和 4 年度）の固定資産税・都市計画税の減税額は 1,070 百万円、不動産取得税の減税額は 10 百万円（内閣府調査）。
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	令和 4 年度適用額は以下のとおり。1/2 課税標準×税率＝税額で記載。 不動産取得税： 254,028 千円 × 4% = 10,161 千円 固定資産税： 14,747,570 千円 × 1.4% = 206,466 千円 都市計画税： 4,342,878 千円 × 0.3% = 13,029 千円
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	税負担軽減措置等の適用により、国、地方公共団体が事業特性に応じた事業方式を選 択しやすくなる環境が実現する。 これにより BOT 方式の件数増加が見込まれ、ひいては行政の「歳出効率化」、民間事業 者の「利益創出」、住民に対する「サービス向上」という「三方よし」を実現する PFI 推進に資する。
	前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—	
これまでの要望経緯	<p>○平成 17 年度、平成 22 年度要望において、不動産取得税・固定資産税・都市計画税の 非課税措置を要望。</p> <p>○平成 23 年度要望において法改正により新たに PFI 事業の対象となる公共施設等に特 例措置を拡大するよう要望。</p> <p>○平成 27 年度要望において不動産取得税・固定資産税・都市計画税の非課税措置を要 望。</p> <p>○令和 2 年度要望において不動産取得税・固定資産税・都市計画税の非課税措置を要望。 令和 7 年 3 月末までの時限措置として、特例措置（課税標準 1/2）が延長されている。</p> <p>○令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度要望において不動産取得税・固定資産税・都市 計画税の非課税措置及び特例措置の対象施設を拡大するよう要望。</p> <p>（平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度、令和 2 年度、令和 3 年度要望は、内閣府 において要望。） （平成 23 年度、令和 4 年度、令和 5 年度要望は、内閣府を主管府省庁として共同要望。）</p>	